

めだかのデイサービス

通所（及び第一号通所）介護事業運営規程

（事業目的）

第1条 この規程は、有限会社いわてにつかコミュニティ企画が設置運営する「めだかのデイサービス」（以下「事業所」という。）が行なう第一号通所介護事業及び通所介護事業（以下「通所介護等」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態及びそれに準ずる状態にある高齢者に対し、適正な通所介護及び指定介護等を提供することを目的とする。

（運営方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

（取扱方針）

- 第3条 本事業所において提供する通所介護は、介護保険法並びに関連する厚生労働省令、告知の趣旨及び内容に沿ったものとする。
- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画を作成することにより利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 3 利用者の心身の状況や家族の希望等、その個々の特性に対応した適切なサービスが提供できるよう、本事業所においては通常規模型による提供体制を整備する。
 - 4 利用者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - 5 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
 - 6 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行なう。
 - 7 居宅サービスが作成されている場合は、当該計画に沿った通所介護を提供する。

（本事業所の名称）

第4条 本事業所の名称は次のとおりとする。
「めだかのデイサービス」

（事業所の所在地）

第5条 本事業所の所在地は次のとおりとする。
岩手県盛岡市乙部 31 地割 13 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第6条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名 (生活相談員と兼務)
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 生活相談員 2名 (うち1名は介護職と兼務)
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 3 介護職員 4名 (うち1名は生活相談員と兼務)
介護職員は通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
- 4 看護職員 2名 (機能訓練指導員と兼務)
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 5 機能訓練指導員 2名
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- 6 事務員 1名
会計、庶務等の事務処理を行う。
なお、従業者は、通所介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第7条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日
 - (1) 小規模型 (一単位)
月曜日から日曜日とする
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 サービス提供時間
 - (1) 通常規模型 (一単位)
午前9時00分から午後5時05分までとする。

(利用定員)

第8条 1日に通所介護及び指定介護予防通所介護のサービスを提供する定員は以下のとおりとする。

通常規模型 (一単位) 20名

(通所介護の内容)

第9条 通所介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 日常生活上の援助
日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ 必要な身体の介護
 - エ 養護 (休養)

- (2) 健康状態の確認
- (3) 機能訓練サービス
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供する。
 - ア 日常生活動作に関する訓練
 - イ レクリエーション（アクティビティ・サービス）
 - ウ グループワーク
 - エ 行事的活動
 - オ 体操
 - カ 趣味活動
- (4) 送迎サービス
障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車両により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行う。
- (5) 入浴サービス
居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。
 - ア 入浴形態
 - (ア) 一般浴槽による入浴
 - (イ) 特殊浴槽による入浴
 - イ 介護の種類（必要に応じて行う）
 - (ア) 衣類着脱
 - (イ) 身体の清拭、洗髪、洗身
 - (ウ) その他必要な介助
- (6) 食事サービス
- (7) 相談、助言等に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
 - イ 福祉用具の利用法の相談、助言
 - ウ 家族介護者教室の開催
 - エ その他の必要な相談、助言

（通所介護計画の作成等）

- 第10条 通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画を作成するものとする。
- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
 - 3 利用者に対し、通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（通所介護の利用料）

- 第11条 本事業所が提供する通所介護の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額（又は、各保険者が定める第1号事業基準額）とする。但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受けるものとする。
- (1) 食費（調理費、材料費） 食事1回分につき 500円
 - (2) おむつ代
 - (3) 前各号に掲げるものの他、通所介護の中で提供されるサービスのうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

(4) 法定代理受領サービス分については利用者の負担割合に応じた額とする。

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。
- 3 利用料の支払は、明細を付した請求書の発行により、利用当日現金にて受け取るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

盛岡市（玉山区除く）、（西徳田地区に限る）、紫波町（北沢地区に限る）

(サービスの提供記録の記載)

第13条 通所介護等を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護等について、利用者に代わって支払を受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(秘密保持)

第14条 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族に秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第15条 提供した通所介護等に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第16条 利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(衛生管理)

第17条 通所介護等に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努めるものとする。

(緊急時における対応方法)

第18条 従業者等は、通所介護等を実施中に利用者の状態に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならないものとする。

(非常災害対策)

第19条 通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な退所方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行うものとする。

(会計)

第20条 本事業の会計年度は、毎年6月1日から次年の5月31日までとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 従事者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 階層別研修 随時

2 従業者等は、その勤務中に身分を証明する証票を携帯し、利用者又は家族から求められたときは、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他、必要な記録、帳簿を整備するものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年8月6日から施行する。

この規定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年11月1日から施行する。